

島本町教育委員会 会議録（令和3年第8回 定例会）

日 時	令和3年7月20日（火） 午前9時30分 ～ 午前10時30分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	中村りか教育長、高岡理恵教育委員、西山洋子教育委員、西尾一実教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長 （教育総務課）廣井信弥課長、上月健史参事 （教育推進課）山田敏博課長、森悠介参事 （子育て支援課）南田篤志課長 （生涯学習課）奥野大介課長
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	森田美佐教育委員
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第14号報告 令和3年度夏季休業日中における児童生徒の指導について 第25号議案 島本町文化推進委員会委員の委嘱について 第26号議案 令和4年度使用中学校歴史教科用図書の採択について
議 決 事 項	第25号議案、第26号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者7名

教育長

本日、森田教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。

定数を満たしておりますので、令和3年第8回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録署名委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、西山教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録署名委員は、西山教育委員に決定いたしました。よろしくお願いたします。

それでは、第14号報告「令和3年度夏季休業日中における児童生徒の指導について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第14号報告「令和3年度夏季休業日中における児童生徒の指導について」、御説明申し上げます。

令和3年7月6日付け島教教第586号にて、各学校長に対して夏季休業日中における児童・生徒の指導について、適切かつ万全に行われるよう通知いたしました。また、大阪府教育庁からの通知も併せて指導を行っております。

特に、昨年から続く新型コロナウイルス感染症拡大により、学校生活をはじめ、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化していることから、引き続き夏季休業期間中にも、その影響が生徒指導上の課題として現れることが予想されるため、このことを踏まえ、本町では大きく2項目8点について、留意事項を作成しました。

第1項目の生徒指導につきましては、児童虐待における学校の果たすべき役割として、児童虐待が判明した場合(疑いのあるものを含む)は、速やかに子ども家庭センター及び島本町子育て支援課に通告すること。次に、いじめ対応につきましては、学校いじめ防止基本方針にのっとり、組織的に迅速かつ適切な対応に努めること。また、近年、SNS上のトラブルやいじめ事象も生起している中、児童・生徒に携帯電話やスマートフォン等を介したインターネット利用の危険性を認識させるとともに、家庭でのルールづくり等、保護者への啓発を図る

こと。そして、配慮を要する不登校児童・生徒に対しては、きめ細かな指導・支援を充実させ、家庭や関係機関との連携を図ること。さらには、欠席が長期にわたっている等、気になる児童・生徒については、いわゆるヤングケアラーの可能性及び児童虐待も視野に入れ、現状把握に努めながら組織的・計画的な支援を行うよう示しております。

第2項目の安全管理につきましては、特に休業日中の水遊びやスポーツ活動に当たり、落雷、集中豪雨等の天候の急変等に十分注意を払う等、事故防止と安全確保に万全を期すことについて、児童・生徒の指導に努めるよう示しました。また、部活動において、新型コロナウイルス感染症対策と合わせて、熱中症への十分な対策を取り、水分補給に配慮するなど細心の注意を払うことについても、示しております。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

教育総務課長

第14号報告につきまして、資料の訂正を1箇所お願いしたいと存じます。お配りしております資料の鑑文、表題に「令和3年度第8回教育委員会定例会議事日程」と記されている目次に当たる表紙でございます。こちらのうち「3 議事」とございまして、「第2 第14号報告」と致すべきところ、「第3 第14号報告」と誤記がございましたので、訂正方よろしく願います。以後このようなことがないよう気を付けてまいる所存でございます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、第25号議案「島本町文化推進委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

それでは、第25号議案「島本町文化推進委員会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。教育長に対する事務委任規則第1条第1項第15号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。島本町文化推進委員会は、島本町執行機関の附属機関に関する条例に基づき設置しているもので、その担任する事務は、伝統文化と現代文化の調和を図り、未来文化の発展に資するため、町の文化の振興に関し、教育委員会に意見を具申するものとなっております。

それでは、10ページを御覧ください。委員名簿を掲載しております。委員の任期は2年間となっており、今般、新たな任期に伴い委嘱をするものでございます。任期は、令和3年8月1日から令和5年7月31日までとなっております。名簿の7番、8番の方は、地域文化に詳しい方を新たに委嘱するものでございます。名簿の9番、10番の方は、今回、広報しまもと等において公募を行い、4名の応募があった中から島本町公募委員選考委員会により選考された2名の方でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育委員

9番、10番の方の公募の選考基準を教えてください。

生涯学習課長

島本町公募委員選考要綱におきまして、教育長、総合政策部長等の委員からなる委員会におきまして、選考されたことによるものです。文化推進委員の担当事務としましては、伝統文化と現代文化の調和を図り、未来文化の発展に資するため、町の文化の振興に関し、教育委員会に意見を具申するものとなっておりますので、文化に造詣のある方等を選考するものとなっております。選考委員会での選考もございましたけれども、公募に当たっては、800字程度の島本町の文化に関してどう思われるかということについての小論文も提出していただいたので、そちらを加味した上で審査された形になっております。

教育長

選考委員の一人として参加させていただいたのですが、お二方とも、以前から島本町の文化について大変造詣が深く、また、思いも深く、今後の活躍を期待できる方かなと考えております。

ほかにございませんか。

教育委員

7番、8番の方の選考基準も教えてくださいよろしいでしょうか。

生涯学習課長

具体的な基準というものはございませんけれども、8番の方でありますと、町におきまして音楽フェスティバルの実行委員会等をされていたり、文化全体に関わる町の事業に携わっていただいたり、商工会に属されていた、というような形で、御推薦させていただいたところでございます。7番の方でございますけれども、少し御高齢の、生ま

たに発行されることとなった教科書の種目のみであること。採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果（選定資料）のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。等に留意することとされております。

本町教育委員会としましては、資料47ページから49ページに添付しております「参考資料」並びに令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえまして、令和3年度使用中学校用歴史教科書の採択替えを行わないこととし、令和4年度使用教科書採択については、令和3年度と同一の教科書を採択することといたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育委員

2点お願いします。まず、自由社が不合格で再申請をされて合格になったということですが、どこを変えて合格になったのか教えていただきたいと思っています。もう1点が、今中学校で使われております教科書ですので、中学校の意見を簡単に教えていただけたらと思います。

教育推進課長

1点目ですが、文部科学省で選定作業を行うという形になっておりますので、詳細までは把握していないんですけども、昨年度指摘があったところを変更して、再度申請をして認可をされたという形になっております。

2点目、今現在、中学校では、歴史教科書については東京書籍の方を使用しております。資料の47、49ページを御覧ください。第一中学校、第二中学校から、今回の採択に係る意見書という形で、現在の東京書籍及び新しく発行された自由社についての意見を頂いております。東京書籍の方については、人権問題であるとか、SDGsの取扱いについて挙げられていると。また、見通しを持って子どもたちが主体的・対話的で深い学びを意識した配慮がある等上げられております。また、自由社の方につきましては、チャレンジ問題等を設定して

学習の内容を確認したり、歴史の学習を振り返り、話し合い、活動する等、工夫がされている点も見受けられますが、一方として、授業内容と関連性が少ないページもある等の御指摘も、学校の方から上がっております。

教育長 ほかにございませんか。

教育委員 皆さんからたくさんの意見が寄せられていまして、学校の教科書を選定するに当たってすごく関心を頂いていると思っています。だから、その中を今回丁寧に読ませていただきました。中学校の意見としては、コラムとかレイアウトとかフォントとかいうようなことが書かれていますが、住民の方の意見の中には、歴史的に間違えていることが多いということが書かれています。私は、歴史のところではプロではないので、それがどうなのかは分からないのですが、それについては、中学校として言いにくいところなんですか。

教育推進課長 今回、新しく自由社の教科書が発行されるということで、大阪府教育委員会の方で、教科用図書選定資料が新しく発行されております。これを基にしながら、中学校の方で教科書の内容と見比べ、今回の御意見を頂いている、ということになりますので、先ほど委員御指摘の、歴史上の間違い等あるのではないかと、という部分については、この中では述べられていない、というような形になっております。

教育長 ほかにございませんか。

教育委員 東京書籍さんは、市場では大手で、中学校の教科書では占められているのではないかと思います。島本町では、教科書の採択に当たって、教科書会社さんの変遷と伺いますか、1社に決まってきたのか、それとも年度によって数社変わっている歴史があるのか、教えていただければと思います。

教育推進課長 中学校の教科書採択につきましては、令和2年度に採択事務を行いまして、令和3年度から新しい教科書を使用しております。その中で、今回、中学校の歴史の教科書であります。令和2年度までにつきましては帝国書院の歴史教科書、令和3年度からは東京書籍の教科書を使用しております。

教育長 その年に出された教科書会社からのものは全て検討して、教育委員の皆様にも全部お目通しいただいた上で、大変御苦勞掛けて採択して

おります。中学校の現場の教師の意見は、土台にはなるんですけども、そこに委員の方々の私見、御意見を頂いた上で、大変参考にさせていただきながら決めております。

ほかにございませんか。

教育委員

前回、教科書採択を進めました時に、今現在使われている東京書籍の歴史の教科書の方が、教育委員会の方でも、私の方で考えましたところでも、大変良いと一致して採択されたという経緯がございますし、今のところ東京書籍に関しまして、どこが悪いとか、何か不都合があったという話も聞いておりませんので、特に問題ないかと思えます。歴史の教科書では、歴史的記述内容で賛否を問われるところが毎回一番多いんですね。一般的に、町民の皆様から御意見いただいたところでも、やはり、歴史に関連する記述のここはどうかとか、歴史的配慮、人権的配慮的にこの語句はどうか、という問題が毎回のようになってきて、そこが議論されるころではあると思うんですけども、今回、個人的には東京書籍で良いと思うんですけども、自由社がこういう形で上がってきまして、歴史的根拠から基づいている賛否もあるかとは思いますが、教育委員会的に、自由社を今回遠慮というか、歴史的記述も踏まえてここはやっぱり良くない、という推しのところがあったら教えていただきたいと思えます。

教育推進課長

自由社の教科書についてですが、中学校の方から御意見を頂いておりますように、関連性の少ないページがあるとか、分量等が少し少ないというような声を現場から聞いております。また、委員御指摘のとおり、現在使用の東京書籍の方で何か不都合があるとか、何か困っているような点があるというような声も聞いておりませんし、意見を見ますと、やはり、東京書籍の部分で人権問題等であるとか、SDGs又は主体的、対話的で深い学び等を考慮したレイアウト等になっているという部分の御意見がありますので、このような意見を参考にして、今回採択について御検討をお願いしているところであります。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

教育委員 今回、中学校の教科書を決めるにも、私たちも大分時間を費やして確認して、ここで審議された教科書と自負しております。ですので、また次回に自由社が入ってくるときに、それを踏まえてはいかがかなと思います。また、今変えてしまうと、1年しか使われていないので、東京書籍の歴史教科書の評価もなされないままに終わってしまうのではないかと考えておりますので、このままでいいかなと考えております。

教育長 ほかにございませんか。

教育委員 私は審議委員ではないので教科書採択には参加していませんが、きっちりと規定にのっとった手続がされて案が出来上がってきていると思いますし、先生方が使い慣れて再検証もされるべきだとも思いますので、議案に賛成したいと思います。

教育委員 私も、皆さんの御意見をお聞きしまして、現場の先生の理解と見解を重視するという評価と思いますので、このまま東京書籍で良ろしいかと思えます。

教育長 ただいま委員の方々から頂いた御意見、地域の方からの意見書も目を通させていただいたんですけれども、同様のものがたくさんありました。地域の方々の関心も高いと改めて思いましたし、今後も、それらの御意見、現場の教職員の意見を参考にしながら、公正・公平の立場で教科書採択を進めてまいりたいと思います。

それでは、ほかにないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和3年第8回教育委員会定例会を閉会いたします。